

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例

浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第7条・第18条関係）		別表第2（第7条・第18条関係）	
1（略）		1（略）	
2 浜松市舞阪乙女園グラウンド		2 浜松市舞阪乙女園グラウンド	
利用時間	午前9時から午後5時まで （5月1日から8月31日まで では、午後7時まで） 2時 間につき	利用時間	午前9時から午後5時まで （5月1日から8月31日まで では、午後7時まで） 2時 間につき
利用区分		利用区分	
金額	<u>730円</u>	金額	<u>1,090円</u>
備考		備考	
備考 1～3（略）		備考 1～3（略）	
3～6（略）		3～6（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可（浜松市舞阪乙女園グラウンド、浜松市春野総合運動場、水窪グラウンドに係るものに限る。）を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。